

# NEWS RELEASE

 住宅・工務店・地盤・サービス・経営

2016 年 4 月 1 日

報道関係者各位

## 住宅保証機構の特定団体として「住宅かし保険」取扱い開始

地盤保証と共に、住宅業界に向けてさらなるサービス強化。

戸建て住宅を中心に地盤保証業務を行っている一般社団法人ハウスマンティ(所在地:東京都墨田区 代表理事 森田靖英)は、2016 年 4 月 1 日より、住宅保証機構株式会社(所在地:東京都港区芝公園 代表取締役社長 能登義春)の特定団体として認可され、住宅保証機構の住宅かし保険「まもりすまい保険」の取り扱いを開始することとなりましたのでお知らせいたします。

### 《まもりすまい保険の概要》

住宅瑕疵担保責任保険「まもりすまい保険」は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(住宅瑕疵担保履行法)」に基づく保険として、同法による保険法人として指定を受けた住宅保証機構株式会社が、すべての住宅事業者さまを対象として提供する保険です

この保険は、新築住宅の住宅事業者(建設業者・宅建業者等)が、住宅保証機構との間で保険契約を締結するので、保険金は、住宅の構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分の瑕疵に起因して、住宅の基本的な耐久性能もしくは防水性能を満たさない場合に、被保険者である住宅事業者が、住宅取得者に対して、10 年間の瑕疵担保責任(無料で補修する義務)を負担することによって被る損害に対して支払われます。なお、住宅事業者が倒産等により瑕疵担保責任を履行できない場合には、住宅取得者に対して直接保険金をお支払いします。

一般社団法人ハウスマンティでは、2016 年 4 月 1 日よりまもりすまい保険等を取り扱います。

住宅瑕疵担保履行法第 19 条第 1 号に基づく保険で、法律上の資力確保措置義務を有する建設業者様または宅地建物取引業者様が加入する保険です。

### 《住宅保証機構株式会社 概要》

住宅保証機構株式会社は、財団法人住宅保証機構から住宅瑕疵担保責任保険・住宅性能保証の業務を譲り受けるとともに、国土交通大臣より住宅瑕疵担保責任保険法人として指定され、平成 24 年 4 月 2 日から、保険等の業務を開始。住宅瑕疵保証のパイオニアとして、30 年の歴史の中で培ってきた実績と信用力を継承し、民間企業としてサービス品質をさらに高め、お客様に信頼され、選ばれる住宅瑕疵担保責任保険法人を目指しています。

#### <概要>

一般社団法人ハウスマンティは、地盤保証事業をより強固な形にしていくため、新たに一般社団法人として設立されました。これによって、これまで単独で行われてきた保証制度より、さらに安全性が高まり、お施主様には大きな安心感をもたらすことができるでしょう。  
 私たちはこの活動を通して、住宅事業者様のさらなる発展と共に、我が国に良質な住環境を構築していくことを目指して力を注いで参ります。

#### <一般社団法人 ハウスマンティ 社団概要>

設立：平成 21 年 7 月 代表者：森田 靖英  
 事業内容：住宅地盤データの解析と保証事業、住宅地盤データの解析結果に基づく適切な基礎設計の認定と保証事業、構造的根拠に基づく住宅構造設計、及びプレカット加工図設計の認定と保証事業、住宅構造・基礎・地盤技術者の教育、研修事業、住宅構造・基礎・地盤に関する講演会、見学会及び啓発活動  
 関連会社：ホームストネットワーク株式会社、一般社団法人地盤保全協会

【報道関係者様のお問合せ先】

一般社団法人ハウスマンティ 営業推進部 上崎 明彦

TEL03-5638-0086 FAX03-5638-0076 E-mail : [info@house-warranty.or.jp](mailto:info@house-warranty.or.jp)